

平成24年5月臨時会 議案審議結果一覧

議案番号	提出日	件名	議決結果	議決日
第89号	平成24年 5月2日	専決処分の報告及び承認を求めることについて	承認	平成24年 5月2日
第90号	平成24年 5月2日	専決処分の報告及び承認を求めることについて	承認	平成24年 5月2日
第91号	平成24年 5月2日	平成24年度さいたま市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	平成24年 5月2日
第92号	平成24年 5月2日	さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成24年 5月2日
第93号	平成24年 5月2日	さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成24年 5月2日
第94号	平成24年 5月2日	さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成24年 5月2日
第95号	平成24年 5月2日	さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成24年 5月2日
第96号	平成24年 5月2日	議決事項の一部変更について	原案可決	平成24年 5月2日
議員提出議案 第4号	平成24年 3月15日	さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例の制定について	修正可決	平成24年 5月2日
委員会提出議案 第4号	平成24年 5月2日	サウスピア火災事故に係る責任ある対応を求める決議	原案可決	平成24年 5月2日
-	平成24年 5月2日	議長信任動議	可決	平成24年 5月2日

議員提出議案第4号「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例の制定について」修正案は、末尾に掲載しております。

議員提出議案第4号「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例の制定について」に対する修正について

議員提出議案第4号「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、修正前の欄にあっては「修正部分」と、修正後の欄にあっては「修正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 修正部分及びそれに対応する修正後部分が存在するときは、当該修正部分を当該修正後部分に改める。
- (2) 修正部分のみ存在するときは、当該修正部分を削る。
- (3) 修正後部分のみ存在するときは、当該修正後部分を加える。

修正後	修正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域社会において自治会等が重要な役割を担っていることに鑑み、自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に当たっての基本理念、市の責務等を明らかにすることにより、地域社会の活性化の推進を図り、もって活力ある市の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自治会等 地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体で、次に掲げる要件を満たすものをいう。 ア [略] イ 自発的な意思に基づき加入した地域住民により組織されたもの（地域住民が組織する複数の団体により構成されるものを含む。）で、<u>これらの</u>地域住民により主体的かつ自立的な活動を行っているものであること。 ウ 地域内の全ての住民に対して等しく開かれた<u>もの</u>であること。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 自治会等の自律性を損なうことなく、これらの<u>均衡ある発展が図られるよう適切な配慮がな</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域社会において自治会等が重要な役割を担っていることに鑑み、自治会等の振興を通じた地域社会の活性化に当たっての基本理念、市の責務等を明らかにすることにより、地域社会の活性化の推進を図り、もって活力ある市の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自治会等 地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体で、次に掲げる要件を満たすものをいう。 ア [略] イ 自発的な意思に基づき加入した地域住民により組織されたもの（地域住民が組織する複数の団体により構成されるものを含む。）で、<u>それらの</u>地域住民により主体的かつ自立的な活動を行っていること。 ウ 地域内の全ての住民に対して等しく開かれた<u>団体</u>であること。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 自治会等の自律性を損なうことなく、これらの<u>均衡ある発展が図られるよう適切な配慮を行</u></p>

されること。

(財政上の措置)

第6条 市は、自治会等の振興その他の地域社会の活性化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

っていくこと。

(財政上の措置)

第6条 市は、自治会等の振興その他地域社会の活性化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。